

浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金
のご案内
(交付金募集要領)

令和5年10月6日時点

問い合わせ先

浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金事務局

〒430-0934 浜松市中区千歳町 70-1

ファンビルディング 4階

TEL 0570-025-750

(平日8:30~17:15 土日祝日除く。)

浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金募集要領

1 制度概要

【目的】

エネルギー価格高騰の影響を強く受けている市内の中小事業者等の事業の継続を支援することにより、市内の生産活動維持を図ることを目的として、浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金を支給します。

【交付額】

令和5年1月～6月利用分の電力使用量(kWh) × 1円/kWh

1社あたりの交付限度額：無し

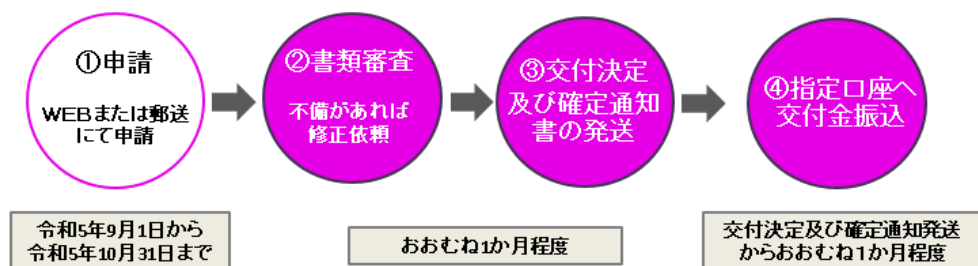
※詳細は、「5交付金の額」をご確認ください。

2 申請受付期間

令和5年10月16日(月)から令和5年12月15日(金)まで

3 申請のながれ

4 交付対象者



交付の対象は、次に掲げる要件を全て満たす中小事業者等

(1)	交付申請時点において、以下の①～②のいずれかに該当すること。 ①浜松市内に所在する事業所において、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧又は高圧で受電する中小事業者(注1)又は個人事業主。ただし、みなし大企業は除く。 (注1)以下の表における資本金又は従業員のうちどちらかの基準を満たすこと ※居住用のみの用途で使用している施設(マンション等)は対象外
-----	---

業種（主たる事業として営む事業）	資本金	従業員※
製造業、建設業、運輸業、農林漁業、その他の業種	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※ 「従業員」には事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない

※ 「会社」以外の法人：一般社団法人、公益社団法人、NPO 法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は本交付金における中小事業者に該当せず、補助対象外となります。

※みなし大企業

ア 発行済株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者

イ 発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小事業者が所有している中小事業者

オ アからウに該当する中小事業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小事業者

②小売電気事業者等と特別高圧又は高圧の電力需給契約を締結している事業者が管理する浜松市内の工業団地又は商業施設等（以下、「施設等」という。）において、当該契約に基づき受電する電力を、相応の電気料金に相当する額の分担により使用する中小事業者等（以下、「テナント事業者」という。）。

(2) 営利を目的とした事業を営んでいること。

(3) 申請時点において営業実態があり、引き続き事業活動を継続する意思があること。

(4) 市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。

●市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合は、市長名義の市税徴収猶予承認通知書の写しを添付してください。

(5) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

●申請時点において特別徴収義務者として指定されていないことについて正当な理由がある場合は「市民税特別徴収未実施理由書」をご提出ください。

●毎月の給与支払い者（従業員等）が3名以上の特別徴収を未実施の事業者の方で、特別徴収を行う必要のない正当な理由がない事業者の方には、別途、切り替えのご案内をさせていただきます。

(6)	<p>●以下のいずれかに該当する場合は、交付の対象となりません。</p> <p>① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者</p> <p>② 政治団体</p> <p>③ 宗教上の組織又は団体</p> <p>④ 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）</p> <p>⑤ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）</p> <p>⑥ 暴力団員等と密接な関係を有する者</p> <p>⑦ 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体</p> <p>⑧ 前各号に掲げるもののほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体</p>
-----	--

5 交付金の額

【交付金算出方法】

（令和5年1月～6月の電力使用量（kWh））の合計×（1円/kwh）

【交付額の上限】

無し

6 申請方法等

(1) 申請様式の入手方法

申請様式は以下の方法で入手できます。

① 浜松市公式ホームページ

浜松市公式ホームページの以下のページからダウンロードできます。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/butsuryu/kouhukin/denryokukouhukin.html>

② 申請書希望者への郵送

申請書希望者へ様式を郵送いたしますので、交付金事務局までご連絡ください。

(2) 申請方法

WEBを利用した電子申請又は郵送により申請してください。

窓口での申請は受け付けできません。

①WEB

WEB申請の場合は、浜松市公式ホームページに掲載している申請フォームよりご申請ください。

②郵送

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法でご郵送ください。

(宛先)

〒430-0934

浜松市中区千歳町701-1 ファンビルディング4階

浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金事務局

(3) 申請書類

申請にあたり、別表の書類が必要となります。

WEB申請の場合は、同じ項目のフォームに入力してください。

また、添付書類は該当部分を写真に撮るかスキャナ等で取り込み、送信してください。

7 交付決定及び不交付の決定

(1) 交付決定の通知・時期

申請書類の内容を審査し、適切と認められた後、交付決定兼確定通知書（第4号様式）を発送します。その後、指定口座へ交付金をお振込みします。

(2) 不交付の通知

審査の結果、交付要件を満たしていない場合のみ、不交付決定通知書（第5号様式）を送付します。

※市税の納税状況の確認を実施した結果、未払いとなっている市税がある場合で、すみやかに未納が解消されない場合は不交付となる場合があります。

(3) 交付決定の取消

必要に応じて対象事業等の実態について報告や検査を求めることがあります。

交付の決定及び確定後、申請要件に当てはまらない事実や不正受給が発覚した場合は交付決定を取り消します。**その場合、補助金を返金していただくとともに加算金をお支払いいただきます。※詳細は、「8 不正受給が発覚した場合」をご確認ください。**

8 不正受給が発覚した場合

支給の決定後、申請要件に当てはまらない事実や不正受給が発覚した場合、交付決定を取り消します。なお、支払い済みの交付金については返還いただくとともに、交付金受領日から年10.95%の加算金を納付いただきます。（浜松市補助金交付規則第18条）

別表

1	申請書	交付申請書兼請求書（様式第1号）
2	誓約書	誓約書（様式第2号）
3	特別高圧・高圧電力利用施設を確認する書類	特別高圧・高圧電力利用施設一覧（様式第3号）
4	電力契約形態等を確認するための書類	請求書など、次の6項目が確認できる書類を提出してください。 ①電力の契約者 ②電力を使用している場所の住所（需要場所） ③電力の使用月 ④契約の種類（供給電圧） ⑤使用した電力の量（kWh） ⑥当該月の電力料金を支払ったことを証明できるもの（領収書等） ※テナントなどの施設入居者の場合は、入居する施設の運営を行う者が発行する当該月の電気使用量が把握できる資料及び入居する施設について契約種別が特別高圧又は高圧契約に属することが属することが確認できる書類を提出してください。
5	振込先口座情報を確認する書類	振込先口座情報が分かる書類 ●通帳の写し（表紙ではなく見開きページ） 口座名義、支店コード、口座番号、預金種目がわかるように添付すること。
6	交付対象者であることが確認できる書類	法人の場合 ●商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（3か月以内に発行されたもの） 個人の場合 ●直近の確定申告書の写し （青色申告の方）申告決算書の全4ページ、（白色申告の方）収支内訳書の全2ページ
7	その他	●特別徴収義務者指定通知書の写し →申請時点において特別徴収義務者として指定されていないことについて正当な理由がある場合は、市民税特別徴収未実施理由書 ●市税の徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けている場合 市長名義の市税徴収猶予承認通知書の写し
8	提出書類チェックシート	